

## 理事及び監事の報酬等の支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「本機構」という。）の定款第33条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長、常勤の理事及び常勤の監事の報酬)

第2条 理事長及び常勤の理事の報酬は年額とし、総会において定める総額の範囲内で、次の各号に定める額を上限とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- (1) 理事長 4,000,000 円
- (2) 専務理事 13,000,000 円
- (3) 常務理事 11,500,000 円

2 常勤の監事の報酬は年額とし、総会において定める総額の範囲内で、10,500,000 円を上限とし、監事の協議により決めるものとする。

3 支給日は、毎月19日とし、報酬年額の12分の1を理事長、常勤の理事及び常勤の監事（以下「理事長等」という。）が指定する金融機関に振込送金する。ただし、その日が本機構及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日とする。

4 任期の途中で新たに理事長等に就任したとき又は退任若しくは死亡のときは、次のとおりとする。

- (1) 就任のときは、報酬年額の残余月数分を支給するものとし、月の初日以外に就任した場合においてもその日の属する月分の全額を支給する。ただし、前職において当該月分が支給されている場合は支給しない。
- (2) 退任のときは、理事長等の退任の日を含む月分までを支給する。
- (3) 死亡のときは、前号のときと同様にする。

(理事長以外の非常勤の理事及び非常勤の監事の報酬)

第2条の2 理事長以外の非常勤の理事（本機構の職員を兼ねる者を除く。）及び非常勤の監事（以下「非常勤理事等」という。）に対して支給する報酬は日当とし、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 会員出身の非常勤理事等 5,000 円（税抜）
- (2) 上記以外の非常勤理事等 20,000 円（税抜）

2 前項の規定にかかわらず、全ての会員に対して出席を求める会議等への出席が伴う場合については、同項第1号の日当は支給しないことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(交通費)

第3条 理事長等が、通勤のため交通機関を利用する場合の通勤費は、第2条第1項に定める報酬額とは別に、その通勤の実態に応じてその実費を支給するか、その費用を負担する。

2 非常勤理事等が招集を受け会議に出席する場合の旅費等は、前条に定める報酬額とは別に、理事長が別に定めるところにより支給する。

(退職金)

第4条 常勤の理事及び常勤の監事が退任し、又は死亡した場合には、退職金を支給する。ただし、定款の規定により解任されたときは、支給しない。

2 常勤の理事及び常勤の監事が任期満了時に、引き続き、常勤の理事及び常勤の監事に選任されたときは退職金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

3 常勤の理事の退職金額は、総会において定める総額の範囲内で、次の方法によりその者の役職別在任期間ごとに算定して得た額とする。

(1) 専務理事 報酬年額×100分の13.0×在任年数

(2) 常務理事 報酬年額×100分の11.4×在任年数

4 常勤の監事の退職金額は、総会において定める総額の範囲内で、次の方法により得た額とする。

常勤監事 報酬年額×100分の9.7×在任年数

5 常勤の理事及び常勤の監事の在任期間は、就任した日から退任又は死亡した日までとし、在任期間の計算において1か月以上1年未満の端数が生じたときは、月数（1か月に満たない月は切り上げる。）を12で除した数をもって計算するものとする。

6 退職金は、常勤の理事及び常勤の監事が退任したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。

7 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給するものとする。

8 退職金は、特別の事由がある場合を除き、受給の事由が発生した日から2か月以内に支給する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年6月11日改正）

この規程は、平成27年6月12日から施行する。

附 則（平成30年3月30日改正）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に本機構の役員である者については、平成30年度の定時総会の終結までの間は、なお従前の例による。